

判定基準

※ 当院では、人間ドック学会の検査基準値で判定しています。

A.異常ありません。

B.所見がありますが日常生活に差し支えありません。

C.経過観察または再検査が必要です。

D.受診が必要です。 (必ず医療機関を受診してください。)

E.精密検査が必要です。 (必ず医療機関を受診してください。)

F.治療を継続してください。(この報告書を主治医にお見せください。)

社会福祉法人 恩賜財団 済生会
千葉県済生会習志野病院
健診センター

〒275-8580

千葉県習志野市泉町1-1-1

電話 047-473-1281 (代表)

047-411-7316 (直通)